

大阪府測量・建設コンサルタント等条件付一般競争入札実施要綱

（趣旨）

第1条 本要綱は、大阪府が発注する測量・建設コンサルタント等の業務委託契約において、より良質な業務委託を確保し、かつ、入札手続きの透明性・客観性・競争性を高めるために、入札に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）等の条件を付して行う一般競争入札（以下「条件付一般競争入札」という。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び大阪府財務規則（昭和55年規則第48号。以下「財務規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（対象業務）

第2条 本要綱の対象となる業務（以下「対象業務」という。）は、入札に参加しようとする者が入札に係る一連の手続き（以下「入札手続」という。）を大阪府電子契約システム（以下「システム」という。）を用いて行う、測量・建設コンサルタント等業務とする。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条の規定により総務大臣が定める額以上の業務委託（以下「特例政令業務委託」という。）については、この限りでない。なお、特例政令業務委託に係る入札手続は、発注概要書において定めるものとする。

（公告）

第3条 地方自治法施行令第167条の6第1項及び財務規則第55条第1項に規定する事項は、大阪府ホームページに掲載する方法により公告するものとする。

（入札参加資格）

第4条 入札参加資格は、次の各号に定めるとおりとする。

- （1）大阪府測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- （2）民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）でないこと。
- （3）条件付一般競争入札の公告の日（以下「公告の日」という。）から開札の日までの期間において、次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表に掲げ

る措置要件に該当する者

イ 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第3条第1項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者

ウ 大阪府との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者（公告の日までに当該請求に係る損害賠償金を全額納付した者は該当しない。）

（4）電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第13条第1項第1号に掲げる電子証明書（以下「ＩＣカード」という。）を取得し、及びシステムを利用するための登録（以下「利用者登録」という。）を大阪府電子申請システムにより完了していること。

2 発注機関の長は、前項に定めるほか業務委託の内容等に応じて、入札参加資格を別に定めることができるものとする。

（入札参加資格の決定）

第5条 前条第2項の規定により、発注機関の長が入札参加資格を定める際は、大阪府総務部契約局競争入札審査会設置要綱に基づく大阪府総務部契約局競争入札審査会（以下「審査会」という。）の審議を経て承認を得なければならない。

（契約締結の請求等に必要な書類の作成）

第6条 発注機関の長は、契約締結の請求に必要な書類を、案件ごとに電子ファイル化し、契約局長へ送付するものとする。

（予定価格等の公表）

第7条 予定価格、予定価格算出基礎額、最低制限価格、低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）及び失格基準価格（大阪府総務部契約局低入札価格調査制度実施要綱（測量・建設コンサルタント等業務版）（以下「低入札要綱」という。）第2条第9号に規定する価格をいう。以下同じ。）は、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額で、システムにより公表する。

2 前項の公表は、次の各号に定める日に行うものとする。

（1）予定価格及び予定価格算出基礎額 開札の日。ただし、再度の入札（地方自治法施行令第167条の8第4項に規定する再度の入札、及び低入札価格調査制度を採用し、失格基準価格を設定した場合において、予定価格の制限の範囲内で、失格基準価格以上の価格の入札がないときに行う再度の入札をいう。以下同じ。）を実施するときは、再度の入札の開札の日。

（2）最低制限価格及び失格基準価格 建設工事等の公表後の予定価格に対する質疑に関する要綱（以下「予定価格質疑要綱」という。）第9条に規定する回答期日（予定価格質疑要綱第9条ただし

書の場合においては、回答を行った日)の翌日(大阪府の休日に関する条例(平成元年大阪府条例第2号)第2条第1項に規定する府の休日及び契約局長が特に指定した日(以下「休日等」という。)は除く。)。ただし、予定価格質疑要綱に基づく質疑のない場合は、予定価格質疑要綱第10条第2項に規定する確認が行われた日の翌日(休日等を除く。))。

(3) 調査基準価格 落札決定を行った日

- 3 前項第1号にかかわらず、入札(再度の入札を含む。)において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき(最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき、低入札価格調査制度を採用し失格基準価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で失格基準価格以上の価格の入札がないとき)は、当該入札の予定価格及び予定価格算出基礎額は公表しない。
- 4 第2項第2号に規定する公表を行うまでに、入札の続行が困難になるなど、落札決定に至らないことが明らかになった場合は、最低制限価格及び失格基準価格は公表しない。

(関係資料の交付)

- 第8条 入札に参加するために必要となる資料(以下「電子入札公告等」という。)の交付は、入札に参加を希望する者(以下「入札参加希望者」という。)に対し、システムにより行う。ただし、システムによる交付が困難な書類は、その他の方法により交付することができるものとする。この場合の交付方法は、電子入札公告等において明らかにしなければならない。
- 2 入札金額を見積るために必要となる資料(以下「設計図書等」という。)の交付は、入札参加希望者が大阪府に登録している入札参加資格に関する情報(以下「大阪府への登録情報」という。)と、当該入札の入札参加資格として公告を行ったもの(電子入札公告等で指定する項目に限る。)が合致した場合に、当該入札参加希望者に対し、システムにより行う。ただし、システムによる交付が困難な書類については、前項ただし書のとおりとする。
 - 3 前項の規定にかかわらず、発注機関の長が、第10条第1項の規定により参加資格「有」と確認された者及び第11条第7項の規定により参加資格「有」であることが明らかになった者(以下「有資格者」という。)に対してのみ設計図書等を交付することが適当と認めた場合は、有資格者に限り、設計図書等をシステムで交付することができる。ただし、システムによる交付が困難な書類については、第1項ただし書のとおりとする。
 - 4 電子入札公告等の交付は、公告の日から開始する。
 - 5 設計図書等の交付期間は、公告の日から入札書の提出期間の最終の日までとする。ただし、参加資格確認申請を行わない場合又は参加資格確認申請を行ったが第10条第1項の規定により参加資格「無」の通知を受けた場合は、電子入札公告等に表示された参加資格確認申請書の提出期間の終了後は設計図書等を閲覧することができないものとする。なお、本条第3項の場合の交付期間の始期は、有資格者であると確認した日とする。
 - 6 電子入札公告等及び設計図書等の交付は、無償とする。

（参加資格確認申請）

第9条 参加資格確認申請書は入札参加希望者にシステムで提出させる。その際、添付させる入札参加資格を確認するための資料は、電子ファイルで作成させる。ただし、システムによる提出が困難な資料については、電子入札公告等で開札の日以降の日を指定した上、電子メール、FAX、郵送又は持参による提出を認めることができる。この場合、電子メール、FAX、郵送又は持参による提出を認める資料の内容は、電子入札公告等において明らかにしなければならない。

2 参加資格確認申請書の提出期間は、原則として公告の日から起算して5日間（前項の規定による、システムによる提出が困難な資料は除く。）とする。ただし、休日等は除くものとする。なお、特に必要がある場合は、発注機関の長は、業務委託の内容等に応じてこの提出期間を延長できるものとする。

3 入札参加希望者が共同企業体の場合は、第1項の資料のほか、次に掲げる資料を提出させなければならない。

（1）共同企業体協定書の写し

（2）委任状の写し（共同企業体の構成員が受任者の場合に限る。）

4 入札参加希望者が組合の場合は、第1項の資料のほか、組合員名簿を提出させなければならない。

5 入札参加希望者が、第2項の規定による参加資格確認申請書の提出期間中に、第1項に規定する参加資格確認申請書について取下げの意思をシステムにより示したときは、次条に規定する参加資格確認通知書を交付した場合であっても、参加資格確認申請書の取下げを認めるものとする。

（参加資格の審査及び通知書の交付）

第10条 参加資格確認申請書を受け付けた場合は、大阪府への登録情報に基づき、参加資格の一部についてシステムによる自動審査を行うものとし、その結果は、参加資格の有無を記載した参加資格確認通知書を交付することにより入札参加者に通知する。

2 前項の自動審査の結果、参加資格を満たさないと認めた者（以下「無資格者」という。）に対しては、前項の参加資格確認通知書に、参加資格を満たさないと認めた理由、及びその理由に疑義がある場合は契約局長に対し所定の期間内に説明（以下「理由説明」という。）を求めることができる旨、明記しなければならない。

（無資格者に対する理由説明）

第11条 無資格者が理由説明を求めることができる期間は、参加資格確認通知日の翌日から起算して7日間（休日等を除く。）とする。

2 理由説明はシステムにより求めさせるものとし、それ以外の方法によるものは認めないこととする。

3 契約局長は理由説明を求められたときは、その翌日から起算して7日（休日等を除く。）以内に、理由説明を求めた者に対し、システムにより回答しなければならない。ただし、システムにより回答

できない場合は、書面により行うものとする。

- 4 前項の回答に不服がある者（以下「不服申立者」という。）は、契約局長に対し苦情の申立てを行うことができる。
- 5 契約局長は、前項の申立てがあった場合には、速やかに大阪府入札監視等委員会（以下「委員会」という。）に審議を依頼しなければならない。
- 6 契約局長は、委員会の審議の結果（以下「審議結果」という。）を踏まえた上で、審議結果を受けた日の翌日から起算して7日（休日等を除く。）以内に、不服申立者に対し、回答しなければならない。
- 7 第2項により理由説明を求めた者が、参加資格を有することが明らかとなった場合は、理由説明を求めた者に対し、改めて参加資格を有する旨を記載した参加資格確認通知書をシステムにより交付することにより通知（以下「救済通知」という。）する。なお、参加資格確認申請書の提出期間経過後、入札書提出日の前日までに、参加資格を有することが明らかとなった場合で、救済通知の日の翌日から入札書提出開始日の前日までの期間（休日等を除く。）が4日に満たないときは、入札書受付日時を延期するものとする。この場合、有資格者への連絡はシステムにおいて行うものとする。

（電子入札公告等及び設計図書等に対する質問及び回答）

- 第12条 電子入札公告等に対する質問ができる者は入札参加希望者とし、設計図書等に対する質問ができる者は有資格者とする。
- 2 電子入札公告等及び設計図書等に対する質問並びに回答は、原則としてシステムにより行うこととし、その際、入札参加者名を特定できないようにするため、次の各号に掲げる対応を行うものとする。
 - （1）質問に入札参加者名を特定できる内容を記載してはならない旨を電子入札公告等に明示し、注意を促すものとする。
 - （2）質問に入札参加者名を特定できる内容の記載がある場合、当該質問に対する回答を行わないことができるものとする。
 - 3 電子入札公告等に関する質問期間は、公告の日から第9条第2項による参加資格確認申請書の提出期間の最終の日の前日（休日等を除く。）までとする。
 - 4 電子入札公告等に関する質問への回答は、前項の質問期間の最終の日の翌日までに行うとともに、第4条第1項第4号の利用者登録を完了している全ての者が閲覧できるようにするものとする。
 - 5 設計図書等に関する質問期間は、参加資格確認通知書を交付した日から入札書提出開始日の4日前（休日等を除く。）までとする。
 - 6 設計図書等に関する質問への回答は、入札書提出開始日の2日前（休日等を除く。）までに行うとともに、全ての有資格者が閲覧できるようにするものとする。

（入札保証金等）

- 第13条 入札保証金は、財務規則第61条又は企業財務規則第48条の規定に該当する場合は免除する。

2 落札者が契約を締結しないときは違約金として入札書に記載した金額の 100 分の 110 に相当する金額の 100 分の 2 に相当する金額を大阪府に支払わせるものとする。ただし、次の各号に定める場合はこの限りではない。

- (1) 大阪府入札参加停止要綱 別表 13 (経営不振) の規定により入札参加停止の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合
- (2) 大阪府入札参加停止要綱 別表 6 (安全管理措置) (2)イの規定により入札参加停止 1 ヶ月の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合
- (3) 代表者の死亡等により営業活動を継続しえなくなったため契約を締結しない場合
- (4) 死亡、傷病又は退職により配置技術者が欠けることとなったため契約を締結しない場合

(入札書の提出)

第 14 条 有資格者が入札金額を見積るために必要な期間 (以下「見積期間」という。) については、第 9 条第 2 項による参加資格確認申請書の提出期間の最終の日の翌日から起算して 5 日間以上 (休日等を除く。) 設け、入札書を提出できる期間については、見積期間の最終の日の翌日から起算して 2 日間 (休日等を除く。) 設けるものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、見積期間を、第 9 条第 2 項による参加資格確認申請書の提出期間の最終の日の翌日から起算して 4 日間 (休日等を除く。) まで短縮することができるものとする。

2 入札書に記載する金額は、契約を希望する金額の 110 分の 100 に相当する金額とする。

3 入札書は有資格者にシステムにより提出させるものとし、それ以外の方法によることは認めない。

4 入札書を提出後は、入札書の書換え、引換え又は撤回を認めない。

5 第 10 条第 1 項及び第 11 条第 7 項の規定により有資格者であると認められた者であっても、第 20 条の事後審査により参加資格を有しないことが判明した者の提出した入札書は無効とする。

6 入札書を提出できる回数は 1 回とする。ただし、再度の入札を行う場合は、この限りではない。

7 電子入札公告等に次の事項を明示し、注意を促すものとする。

(1) 入札書の入力には注意して正確に行い、入札書送信内容確認画面において確認を行ってから入札書の提出を行うこと。

(2) 入札書の提出は、入札締切予定日時までに完了すること。

(3) パソコン等の利用環境により、送信が長時間となることがあるため、提出期間内に余裕をもって入札書の提出を完了すること。

(4) 入札書が正常に提出されたことを、入札書受信確認画面又は入札状況一覧において確認すること。
また、入札書受信確認通知書画面を印刷し、入札書の提出が完了したことを証する書面として保管しておくこと。

(5) 参加資格確認通知書により参加資格「有」の通知を受けた後、ICカードが失効したときには、当該 ICカードでは電子入札に参加できないこと。ただし、複数のカードを所有し、かつ ICカードの利用者登録を行っている者は、失効した ICカード以外の ICカードで、引き続き電子入札に参加することができること。

（入札参加の辞退等）

第 15 条 有資格者が、入札参加を辞退できる期限は、入札書を提出するまでとする。ただし、再度の入札を辞退する場合は、再度の入札における入札書の提出までとする。

2 入札参加を辞退する者には、システムで入札辞退届を提出させるものとする。

3 入札辞退届の撤回は認めない。

4 入札参加を辞退した者は、有資格者としての地位を失う。ただし、辞退を理由として不利益な取扱いをしてはならない。

5 入札参加を辞退した者は、参加資格確認申請書の提出期間中であっても当該入札案件に再度申請することはできないものとする。ただし、第 9 条第 5 項に規定する参加資格確認申請の取下げを行った場合は、この限りではない。

（入札執行の保留、延期若しくは取り止め又は紙入札への変更）

第 16 条 大阪府が入札公告から落札決定までの一連の手続（以下「入札執行」という。）を行うにあたり、次の各号のいずれかの事由が生じ、システムによる入札執行が困難又は執行すべきでないと認められるときは、入札執行を保留、延期若しくは取り止め又は従来の紙を用いた入札への変更（以下「保留等」という。）ができるものとする。

（1）天災地変等により通信遮断、交通途絶等の事由が発生したとき。

（2）システムに障害が発生したとき。

（3）入札執行を保留等にすべきと判断するに相当する談合その他不正行為に関する情報が、有力な証拠をもって通報されたとき。

（4）無資格者が、第 11 条第 7 項の規定により有資格者であることが確認された場合で、その者の見積期間が、同項に掲げる日数に満たないとき。

（5）その他やむを得ない事由により、入札執行を保留等にすべきと判断したとき。

（調査の実施）

第 17 条 前条第 3 号の規定により、入札執行を保留等にしたときは、必要に応じて調査を行うものとする。

2 電子入札公告等には、前項の調査を実施することとなった場合、入札参加者は調査に協力しなければならない旨を明記するものとする。

（委託費内訳書の提出）

第 18 条 入札参加者には、入札書の提出の際、当該入札価格の根拠となる委託費内訳書を、システムにより提出させるものとする。ただし、再度の入札の場合はこの限りではない。

2 委託費内訳書を提出しない者（再度の入札の場合を除く。）が提出した入札書は無効とする。

（開札）

第 19 条 開札の日は、第 14 条第 1 項による入札書提出期間の終了日の翌日（休日等を除く。）を原則とする。ただし、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 に規定する価格その他の条件が大阪府にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価一般競争入札」という。）については、部局長等が別に定めることができるものとする。

2 開札はシステムにより行うものとし、その日時は電子入札公告等において明らかにしなければならない。

3 開札の結果は、落札決定を行った日に、システムにより公表するものとする。ただし、落札決定に至らない場合は公表しないものとする。

（再度の入札）

第 19 条の 2 開札の結果、再度の入札を行うこととなった当初に行った入札（以下「当初の入札」という。）に参加した者のうち、次の各号のいずれかに該当する者は、再度の入札に参加することができない。

（1）当初の入札において入札参加を辞退した者又は入札書を提出しなかった有資格者

（2）低入札価格調査制度を採用し、かつ、失格基準価格を設定した場合において、当初の入札で失格基準価格を下回る価格の入札書を提出した者

（3）最低制限価格制度を採用した場合において、当初の入札で最低制限価格を下回る価格の入札書を提出した者

2 再度の入札を行うときは、再度の入札を行う旨、再度の入札の入札書の提出期間、再度の入札の開札日時及び当初の入札における予定価格を超える入札金額のうち最も低い入札金額を、当初の入札に参加した者（前項に規定する者を除く。）に対し、システムにより通知するものとする。

3 再度の入札において、入札書を提出できる期間は、原則として、当初の入札の開札日の翌日から起算して 2 日間（休日等を除く。）設けるものとし、入札書を提出できる回数は 1 回とする。

4 再度の入札の開札の日は、原則として、第 3 項の規定による入札書の提出期間の終了日の翌日（休日等を除く。）とする。

5 再度の入札は 1 回限り実施するものとする。

（事後審査）

第 20 条 第 10 条第 1 項の自動審査を行った項目の確認、それ以外の項目の審査及び第 18 条の規定により提出された委託費内訳書の確認（以下「事後審査」という。）は、予定価格質疑要綱第 9 条に規定する回答期日を経過した後（予定価格質疑要綱第 9 条ただし書の場合にあっては回答を行った日の後、予定価格質疑要綱に基づく質疑のない場合にあっては質疑期間の満了後）、速やかに実施しなければならない。

- 2 次に掲げる者を落札候補者とし、審査会は、落札候補者について事後審査を実施する。
- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格の入札書を提出した者。ただし、最低制限価格を設けた場合にあっては最低制限価格以上の価格の入札書、低入札価格調査制度を採用し失格基準価格を設けた場合にあっては失格基準価格以上の価格の入札書を提出した者に限る。
 - (2) 総合評価一般競争入札については、予定価格の制限の範囲内で入札した者（失格基準価格を設けた場合にあっては、失格基準価格以上の価格の入札書を提出した者に限る。）のうち、評価値の最も高い者とし、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、技術評価点が最も高い者
 - (3) 前 2 号に該当する者が2人以上あるときは、当該者が入札書と同時に提出したくじ入力番号に従い、電子くじシステムにより落札候補者を決定する。
- 3 落札候補者となった者以外の者の事後審査は行わない。ただし、落札候補者となった者の入札が無効となった場合、又はその者が失格となった場合は、次順位の者を落札候補者とし、事後審査を実施する。

（事後審査に必要な書類の提出等）

第 20 条の 2 落札候補者には、暴力団排除措置規則第 8 条第 1 項に規定する誓約書を電子入札公告等で開札の日以降の日を指定した上、提出させるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、落札候補者には、電子入札公告等に定める審査書類を電子入札公告等で開札の日以降の日を指定した上、提出させることができる。
- 3 落札候補者が、前 2 項に定める事後審査に必要な書類（以下「事後審査書類」という。）を提出しない場合は、当該落札候補者の入札書は無効とする。
- 4 事後審査書類を提出しない落札候補者は、その意思を明示した書類を提出しなければならない旨、電子入札公告等に明記することとする。

（低入札価格調査基準価格未満の価格で入札書を提出した場合の調査資料）

第 20 条の 3 低入札価格調査制度を採用した入札で調査基準価格未満の価格で入札書を提出した落札候補者には、入札書の価格が調査基準価格を下回った旨の通知を行う。

- 2 前項の通知を行った落札候補者には、電子入札公告等であらかじめ指定した日までに、調査資料を提出させるものとする。
- 3 前項の調査資料を提出しない者が提出した入札書は、無効とする。
- 4 調査資料の作成方法及びその他必要な事項については、設計図書等で明らかにしなければならない。
- 5 当該入札価格によって契約の内容に適合した履行がなされるか否か等の調査及び審査（以下「低入札調査」という。）は、低入札要綱に基づいて行う。

（入札書の無効）

第 21 条 前条までに定めるもののほか、入札に参加する資格がない者及び虚偽の申請を行った者の提出した入札書並びに本要綱、電子入札心得及び電子入札公告等に示す条件等に違反した者が提出した

入札書は無効とし、無効の入札書を提出した者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。

（失格）

第 22 条 次の各号のいずれかに該当した者は、失格とする。

- （１）低入札価格調査制度を採用した入札で契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認めた入札書を提出した者
- （２）低入札価格調査制度を採用した入札でその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適當であると認められる入札書を提出した者
- （３）低入札価格調査制度を採用した入札で失格基準価格を設定した場合、失格基準価格を下回る価格の入札書を提出した者
- （４）最低制限価格を下回る価格の入札書を提出した者
- （５）開札から落札決定までの期間において、次のいずれかに該当した者
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した者
 - イ 入札参加除外者、誓約書違反者又は暴力団排除措置規則第 3 条第 1 項各号のいずれかに該当したと認められる者
 - ウ 大阪府との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けた者

（落札者の決定方法）

第 23 条 事後審査の結果、資格が有効であると確認された者を落札者とする。

- 2 事後審査の結果、資格が有効であると確認された場合であっても、低入札調査を実施する必要がある場合は、前項にかかわらず、落札決定を保留し、審査会において低入札調査を行い、失格事由に該当しないことを確認した者を落札者とする。

（契約保証金）

第 24 条 落札者には、契約金額の 100 分の 5 以上の契約保証金を納付させなければならない。ただし、次の各号に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

- （１）大阪府が認めた契約保証金に代わる担保となる有価証券
 - （２）大阪府が確実と認めた当該契約による債務の不履行により生じる損害金の支払を保証する金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金は免除する。
- （１）債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の 100 分の 5 以上）を締結したとき。
 - （２）債務の履行を保証する公共工事履行保証契約（保証金額は、契約金額の 100 分の 5 以上）を締

結したとき。

（契約の締結等）

第 25 条 契約書及び契約に必要な書類は、特別の事情がある場合を除き、落札決定の日の翌日から起算して、10 日以内（休日等を除く。）に提出させるものとする。

2 前項の期間内に契約書が提出されない場合は、落札者としての権利を失うことがある旨、電子入札公告等に明記するものとする。

3 落札決定の日から契約締結の日までの期間において落札者又は落札者である共同企業体の構成員が、第 22 条第 5 号アからウのいずれかに該当した場合は、契約を締結しないことができる。

4 前 2 項の規定により契約を締結しないときは、第 13 条第 2 項に定める違約金を徴収する。

（実施上の留意事項）

第 26 条 入札に参加するための費用は、参加資格確認申請書等の提出者の負担とする。

2 申請書等に虚偽の記載をした者に対しては、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止を行うことがある旨、電子入札公告等に明記するものとする。

（電子メール、FAX、郵送又は持参した書類の取扱い）

第 27 条 第 9 条第 1 項ただし書き及び第 20 条の 3 第 2 項の規定により電子メール、FAX、郵送又は持参した書類の返却は行わない。

（他の地方公共団体からの受託事業の特例）

第 28 条 他の地方公共団体からの受託事業に係る入札を実施するにあたり、当該地方公共団体の規定に基づく入札参加停止中の者等を契約の相手方としないよう特段の要請があり、これを受諾することを決定したときは、入札参加資格要件等については、本要綱に規定するもののほか、別に定めるところによるものとする。

（秘密の保持）

第 28 条の 2 職員は、業務を行う上で知り得た未公表又は非公表情報を漏らしてはならない。

2 職員は、予定価格等を推測することができる設計金額等の入札情報の遺漏を防止するため、設計書等の秘密書類を施錠できる金庫、ロッカー等へ保管するなど入札情報を厳重に管理しなければならない。

（その他）

第 29 条 本要綱に定めがない事項は、大阪府電子入札心得及び大阪府電子入札運用基準に定めるところによるものとする。

2 入札契約の方法について、本要綱の定めにより難しいときは、契約局長が別に定めることができる。

附 則

本要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

本要綱は、平成 20 年 8 月 4 日から施行する。

本要綱は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

本要綱は、平成 21 年 9 月 30 日から施行する。

本要綱は、平成 21 年 11 月 1 日から施行する。

本要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

本要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

本要綱は、平成 23 年 11 月 1 日から施行する。

本要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

本要綱は、平成 26 年 1 月 7 日から施行する。

本要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

本要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

本要綱は、平成 28 年 3 月 15 日から施行する。

本要綱は、平成 28 年 9 月 15 日から施行する。

本要綱は、平成 31 年 3 月 20 日から施行する。

本要綱は、令和元年 8 月 26 日から施行する。

本要綱は、令和 2 年 12 月 25 日から施行する。

本要綱は、令和 6 年 4 月 1 日公告分から施行する。

本要綱は、令和 7 年 1 月 6 日から施行する。